

# 自治会 ハンドブック



2026年(令和8年)3月 大分市市民協働推進課

# 目次 Contents

## 01 みんなでつくる住みよいまち

(1) 暮らしを支える自治会・町内会	01
(2) 明るい地域社会づくりに向けて	03
(3) 地域における男女共同参画	05
(4) 外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちに	07

## 02 組織の運営と活動（基礎編）

(1) 規約をつくる【共通のルールをつくる】	10
(2) 役員を決める【役割分担をする】	11
(3) 会議を開く【みんなで話し合っで決める】	13
(4) 事業計画を立てる【計画的に活動、事業費を執行する】	15
(5) 会計を処理する【適正にお金を扱う】	17
(6) 情報を知らせる【情報を公開、積極的にPRする】	19

## 03 組織の運営と活動（応用編）

(1) 活動の参加者を増やそう	21
●自治会加入のメリット	22
●自治会加入の低下が及ぼす影響	22
●ほかの団体との協力（まちづくり協議会・自治会連合会）	24
(2) みんなで仕事を分担しよう	25
(3) 加入を促進しよう	27
(4) 集合住宅との交流を図ろう	29
(5) 個人情報適切に取り扱おう	30
(6) 法人格（認可地縁団体）を取得するには	31



## 自治委員と自治会長などの違いについて

自治委員は、管轄区域内に居住する成年男女の総意に基づいて推薦された方へ、市長が非常勤特別職の公務員として委嘱した市全体の奉仕者です。また、自治委員は、市政と自治区住民のパイプ役として市の事務事業へ協力することが求められます。

それに対して自治会長などは、住民がよりよい生活を送るために地縁に基づいて結成された自治会、町内会などの代表者です。

自治会長、町内会長、区長などその地域によって色々な名称がありますが、すべてその実態は同じものです。

市で「自治会長」という場合は、通常は町内会長や区長なども含まれます。



## (1) 暮らしを支える自治会・町内会

「今よりもっと住みよいまち」「互いに助け合い協力し合えるまち」。そんなまちをつくるために活動する自治会の役割は、ますます重要になってきています。

※自治会…自治会・町内会・区など名称は様々ですが、このハンドブックでは、以下、自治会という呼称を使用します。

### ● 自治会ってなんだろう

私たちのまちには、子どもから高齢者まで、たくさんの方が暮らしています。このまちは、多くの人の思いと努力によって、何年もかけてつくられてきたものです。「今よりもっと住みよいまちにしたい」「子どもたちが安全に遊び学べる環境をつくりたい」「自分の住むまちをきれいにしたい」など、住民が、共通の願いを胸に、みんなで力を合わせて活動していく大切な組織、それが自治会です。

自治会は、一定の地域を単位として住民自らの手で設立される任意の自治組織です。自分たちのまちのために、みんなで話し合いながら、さまざまな活動を行っています。

### ● 重要性が増す自治会

近年、住民の自治意識が希薄化し、地域の結束力もともすれば弱まっている状況があるといわれています。自治会の活動を行う中でも、困難を感じることもあるでしょう。

しかし、「いざという時に支え合える人がいる」「自分たちのまちは自分たちで守る」そんな一つひとつの積み重ねが、住民の日々の暮らしの安心につながっているのは間違いありません。

また、少子高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者の増加や、核家族化の進展などにより、個人や家族だけでは解決できない問題が、ますます増えています。

このような時代だからこそ、自治会の役割はますます重要になっています。

### ● どんな活動が行われているの？

自治会では、親睦行事などを通じて住民同士の交流を深めたり、地域の課題解決に取り組むなど、さまざまな活動が行われています。

#### 住民同士の交流を深めるための活動

- 夏祭りなどの地域の祭り
- 運動会などのスポーツ大会
- 文化祭などの文化活動
- 敬老会などの催し
- 世代間の交流活動
- 回覧板による住民への広報活動
- 公民館の維持管理 など



#### 地域の課題解決に向けた活動

- パトロールなどの防犯・防災活動
- 防犯灯の設置と維持管理
- 登下校時の子どもの見守り
- 子ども会活動の支援
- 高齢者の見守りや支援
- 資源物回収などのリサイクル活動
- 公園、道路などの清掃活動 など



### 「市民主体のまちづくり」の取り組みについて

本市においては、少子高齢化が進展する地域社会の持続性を高めていくために、地域の実情を把握し、市民活動や自治会等による地域コミュニティ活動を市民とともに推進していくことにより、地域の活力と魅力を最大限に引き出す市民主体のまちづくりを進めています。

大分市まちづくり自治基本条例 第3条(基本理念)

「本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。」

#### ● 「まちづくり」とは？

地域の問題を解決し、暮らしやすいまちにするために、市役所や市民が行う行動で、例えば、通学路の歩道を広くしたり、登下校中の地域の人による見守りもまちづくりです。

#### ● 「自治」とは？

自分たちの地域のことは自分たちで考え、自分たちで決めて、責任を持って治めること(市民が自主的に取り組むまちづくり)です。

#### ● 「条例」とは？

都道府県や市町村ごとにつくる、そこで暮らす人々が守らなければならない「きまり」です。

## (2) 明るい地域社会づくりに向けて

地域は、子どもや高齢者、障がいのある人、外国人など、さまざまな人の集まりです。一人ひとりの人権を尊重し、だれもが幸せに暮らせるまちをつくるのが大切です。

### ● だれもが幸せに暮らせるまちとは

だれもが幸せに暮らせるまちとは、どのようなまちでしょうか。

「物が豊かにあり、生活環境が整っている」ことも大事かもしれませんが、それ以上に、「だれもが一人の人間として大切にされるまち」「一人ひとりの人権が尊重されるまち」であることが大切です。

#### 人権とは

人間が人間らしく幸せに生きていくための権利であり、国籍や年齢、性のありよう、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が生まれながらにして当然に持っている権利です。また、人権はすべての人が夢と希望に満ちた、自分らしく輝いた人生を送るために欠かすことのできないものです。

人権は、世界人権宣言や日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として認められています。

### ● 差別や偏見のないまちを目指して

人はだれでも、「幸せに生きたい、暮らしたい」という願いをもっています。

その「願い」を実現する権利が、日本国憲法ですべての人に保障されています。しかしながら、現実には、「生まれ」や「性のありよう」、「障がいの有無」などで、人としての尊厳と基本的人権が侵害されている状況があります。

わたしたちは、こうした状況をなくし、差別や偏見のないまちをつくっていかねばなりません。

### ● 身近なところで取り組みを

人権は、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利であり、人権を尊重することは、日常生活の中で最優先されるべきルールです。一人ひとりが日常生活の中のさまざまな人権問題について理解を深めるとともに、人権問題を自らの課題としてとらえ、人権意識に根ざした行動をとることが大切です。

自治会が地域で活動を行うときも、「みんなが楽しく参加できるか」「だれかの気持ちを傷つけることがないか」という視点に立って、企画や運営を行っていく必要があります。

町内や校区といった身近なところでの取り組みが、ひいては、人権を尊重し、人の多様性を認め合う社会の実現につながります。



## 地区人権教育推進協議会・地区人権尊重推進協議会について

大分市内13地域にある人権教育推進協議会または人権尊重推進協議会(通称「人権協」)は、差別をなくし住民一人ひとりが尊重される明るく住みよい人権のまちづくりを、それぞれの地域の実情に応じて推進していくために、地域住民が主体となって設立しました。

現在、人権協に所属する評議員が研修などを通して人権問題に関する認識を深めるとともに、人権講演会や地区懇談会の開催、人権標語の募集や会報の発行など、地域に人権が尊重される雰囲気をつくるための取組を行っています。

お問い合わせ 教育委員会事務局 教育部 人権教育推進課(☎537-5651)

## 人権問題に関する取組

本市では、女性、子ども、高齢者、障がい者等あらゆる人権問題の解決に向けた取組を行っています。

●「大分市総合計画」の第1次基本計画2025(令和7)年度～2029(令和11)年度において、「一人ひとりが人権を尊重し合い、生きる喜びを実感できる地域共生社会の実現」を目指す姿と位置づけ、その実現のために次の3つの主要な取組を進めています。

- あらゆる場での人権教育と啓発の推進
- 効果的な人権教育と啓発の推進
- 分野別課題への対応

## 人権について学べる施設

●人権啓発センター(ヒューレおおいた)(☎576-7593)

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現をめざし、あらゆる人権課題の解決を図るため、人権啓発パネルの展示や啓発図書・DVD等の閲覧・貸出、市内小中学校の人権学習の受入のほか、人権相談を実施しています。

●旭町文化センター(☎546-2772)

各種の教養文化教室や人権に関する講演会などさまざまな事業を通じて、あらゆる人権課題の解決を図るため、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンター(隣保館)として活動を展開しています。

●地区公民館(市内13地区に設置。連絡先は、P35参照)



## (3) 地域における男女共同参画

### ● 男女ともに参画しやすい地域に

地域には高齢化や過疎化の進行、人間社会の希薄化や単身世帯の増加など、さまざまな変化が生じています。このため、男女にかかわらず地域づくりに参画することで、多様な意見や価値観を取り入れ、地域の変化に柔軟に対応していくことが重要です。地域活動に多様な意見や価値観を取り入れるためには、方針決定が男女どちらか一方に偏らないよう注意する必要があります。

地域のリーダーは男性が多いのが現状ですが、リーダーとしての資質は性別によるものではありません。「リーダーは男性が就任するものだ」といった慣習や、「女性は家事や育児で忙しいから」という理由で、女性がリーダーに登用されない現状はありませんか。

慣習や慣行にとらわれずに、活動の時間帯を工夫するなど女性もリーダーとなることが可能な環境をつくり、男女ともに地域づくりに参画していきましょう。

#### 男女共同参画社会とは

男女がお互いを尊重しあい、職場、学校、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会のことです。

#### 「参加」と「参画」のちがい

「参画」ということばには、物事の計画や方針決定段階から関わっていくという、参加より一歩進んだ意味が込められています。



## ● みんなが安心して暮らすために

地域には子育てや高齢者の見守り、防犯・防災、環境問題などさまざまな課題があります。そうした課題を解決し、みんなが住みよい地域づくりを進めるためには、地域活動に男女がともに参画して、誰もが発言しともに行動することが大切です。

特に、近年は全国各地で地震や風水害などの自然災害が多発していますが、防災対策に関しても男女共同参画の視点が必要となります。例えば、東日本大震災以降、避難所に生理用品や下着がない、授乳や着替えをする場所がないなど、災害時に女性の視点が不足することでおこるさまざまな問題点が浮かび上がりました。

また、日ごろ高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者のケアは、女性が担うことが多いため、防災対策に女性が参画することで、困難を抱えやすく声をあげにくい要配慮者のニーズを把握するとともに、適切な対応を取ることができます。防災訓練、備蓄品の準備、避難所運営に男女共同参画の視点を取り入れましょう。

「平時にできないことは非常時にはなおさらできない」と言われています。日頃から男女ともに地域防災の担い手として、さまざまな活動に参画し、意見を出し合っていきましょう。

### 男女共同参画に関する取組

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年(1999)年に「おおいた男女共同参画推進プラン」を策定し、「大分市男女共同参画センター」(愛称：たびねす)を拠点にさまざまな施策に取り組んでいます。

#### 男女共同参画について学べる施設

○男女共同参画センター(たびねす ☎574-5577)

男女共同参画を推進するための講演会や講座を開催するほか、職場や学校、地域、団体などが男女共同参画に関する研修等を開催する際には講師の派遣を行います。

また、情報誌の発行や書籍等の貸出し、街頭での啓発活動などを行っています。

さらに、女性から寄せられるさまざまな悩み事などに、男女共同参画の視点で応じます。

## (4) 外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちに

### ● 外国にルーツを持つ人々への支援について

近年、本市でも外国人市民が年々増加しており、地域の中でもともに生活する身近な存在となっています。一方で、言葉や文化、習慣の違いから、地域のルールが分からず、時には誤解やトラブルが生じてしまうこともあります。

外国人市民が抱えている言葉や生活の課題や人権問題を、地域みんなで考え、分かりやすい伝え方や声かけをしながらサポートしていくことで、ともに地域を支える仲間として暮らしていきましょう。

### ● 本市の取組について

#### 多言語対応可能な職員の配置

国際交流や翻訳・通訳、外国にルーツを持つ人々への言語サポートなどを行うため、英語、中国語で対応可能な職員各1名を配置しているほか（国際課内）、窓口での外国語対応のため、IT機器を活用した多言語通訳サービスを導入しております。

また、JR大分駅構内にある大分市観光案内には、英語で対応可能なスタッフを配置しています。※1

#### 翻訳機の配置

市民課に翻訳機を配置し、多言語対応可能な窓口環境を整えています。

#### 「災害時多言語防災ガイドブック」の作成

外国にルーツを持つ人々のために、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語によるガイドを作成しています。（避難所一覧付）

#### 大分市災害時多言語通訳サービスの運用

災害のときに多言語対応可能なコールセンターを通じた24時間対応の通訳サービスを行っています。（災害等が発生していない時にはつながりませんのでご注意ください。）

#### さまざまな情報の多言語化

- ・ホームページにて多言語対応（英・中・やさしい日本語）を実施しています。
- ・外国語表記ごみ収集カレンダー（英・中・韓・越）を作成しています。※2
- ・外国語表記の自治会加入促進パンフレット（英・中・韓）を作成しています。※3
- ・ローマ字併記の街区表示板を設置しています。
- ・多言語（英・中・韓）の観光ガイドブックを作成しています。※4
- ・英語表記の母子健康手帳の販売先や電子母子手帳アプリの外国語対応についてご案内を行っています。※5
- ・小中学校就学についての就学ガイド（英・中・韓）を作成しています。※6

**「大分市国際課公式 Facebook・Instagram」からの情報発信**

緊急時の災害情報のほか、国際交流や生活に関する情報等をお知らせしています。

**外国にルーツを持つ人々への生活支援**

医療やごみの分別など、本市で生活するうえで必要な情報をホームページにて英語、中国語、韓国語、やさしい日本語で公開しています。

**日本語指導等支援事業**

各学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に、日本語指導を行う講師を派遣しています。また、日本語が十分に理解できない保護者と学校との就学相談や進路相談等において通訳者を派遣しています。※7

**留学生への支援**

市営住宅の空き室を住居として提供しています。※8

**各種異文化理解講座の開催**

本市の施設（コンパルホール、J:COM ホルトホール大分、地区公民館など）の自主事業として、市民を対象に実施しています。※9

**お問い合わせ**

- ※1については 大分市観光協会 (☎ 537-5764)
- ※2については 環境部 清掃業務課 (☎ 568-5763)
- ※3については 市民部 市民協働推進課 (☎ 537-7251)
- ※4については 商工労働観光部 観光課 (☎ 537-7043)
- ※5については 福祉保健部 保健所 健康課 (☎ 536-2516)
- ※6については 教育部 児童生徒支援課 (☎ 537-5903)
- ※7については 教育部 学校教育課 (☎ 537-5648)
- ※8については 土木建築部 住宅課 (☎ 537-5977)
- ※9については コンパルホール (☎ 538-3700)
- J:COM ホルトホール大分 (☎ 576-8877)
- 地区公民館など 連絡先は、P35 参照

上記以外は 企画部 国際課 (☎ 537-5719)



## 組織の運営と活動の基本

「自治会の運営には、何が必要なの?」「どんなことをすればいいの?」。ここでは、自治会を円滑に運営するための基本を紹介します。

### 6つの必需品

自治会の運営や活動にあたって、まず必要なものは「ルール(規約)」「人(役員等)」「話し合い(会議)」「活動(事業計画・予算)」「お金(会計)」「情報(広報)」の6つです。

みんなで決めたルールに従って、役員を中心に、民主的で住民のだれにでも開かれた運営を、しっかりと行っていくこと。それが、自治会の運営を円滑にし、たくさんの住民の理解と参加を得ながら、活発に活動を展開していくことにつながります。

#### ルール(規約)

活動の目的や内容、役員の選び方、お金の扱い、意思決定の方法など、自治会の運営や活動を行う上での基本的なルール(規約)を定め、みんなで共有しましょう。

#### 人(役員等)

会長、副会長、会計、監事などの役員を民主的に選出し、みんなで協力して組織を運営しましょう。

#### 話し合い(会議)

総会や役員会などでしっかりと話し合い、みんなが納得できる、民主的な意思決定を行いましょう。

#### 活動(事業計画・予算)

きちんと活動の計画を立てるとともに、計画に沿った予算を作成しましょう。

#### お金(会計)

みなさんから預かった自治会のお金は適正かつ正確に会計処理を行いましょう。

#### 情報(広報)

活動内容や予算・決算などについて、積極的に住民に広報し、みんなに開かれた透明度の高い運営を行いましょう。

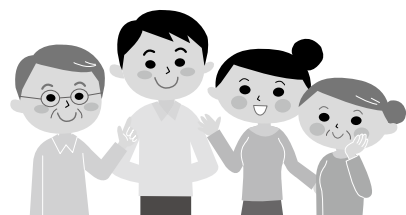
### 自治会の一年間

多くの自治会では、4月から5月にかけて総会が行われ、年間の事業計画や予算が決定されます。事前に、行事の日程を校区単位の行事と調整している自治会も多いようです。総会と前後して、春は、役員や班長(「組長」等呼称はさまざま)との顔合わせなど、多くの会合が持たれています。夏から秋にかけては、夏祭りや運動会、敬老会など、自治会のメイン行事が行われ、年が明けると新年会なども開かれています。

また、年間を通して、資源物回収や清掃・美化活動、福祉活動、防犯灯の管理などのほか、子ども会や老人会の活動への協力なども行われています。

#### 自治会を設立するには

新しく開発された住宅地などで、新たに自治会を設立する場合は、「自治会が必要だ」「みんなで作ろう」という機運の高まりが大切です。まずは、みんなで集まる機会をつくり、自治会について話し合ってみましょう。





# (1) 規約をつくる【共通のルールをつくる】

自治会を民主的に運営するには、みんなでルール（規約）を決め、そのルールに従って行動することが必要です。自治会の規約について紹介します。

## ● なぜ規約が必要なのか？

組織の運営や活動にあたっては、「どんな活動を行うか」「どうやって人を選ぶか」「会議をどう運営するか」「予算をどうやって決めるか」など、迷うことがたくさんあります。

それらのことを、その都度、会長をはじめとする役員で決めなければならないとなると、責任は重大ですし、作業も大変です。

組織の運営や活動に関する基本的な事柄について、あらかじめ、「これについては、こうする」というルール（規約）を決めておけば、役員も、一回一回悩まずに、安心して日々の活動に取り組むことができます。

また、作成した規約を住民に配布し、みんなで共有した上で、規約に従って行動するようになれば、互いの信頼関係が生まれ、運営や活動に関する理解も広がっていきます。

規約は、みんなで自治会をつくっていくために、とても大切なものなのです。

### 規約に記載する内容(例)

#### ●目的

自治会の設立趣旨、活動を行う上での基本理念です。例えば「住民の福祉と相互の親睦」や「互いに支えあう、明るく住みよい地域づくり」など、会によってさまざまです。

#### ●事業

「目的」を達成するための事業を分野別に記載します。例えば「会員相互の親睦活動」「防犯」「防災」「環境美化」「リサイクル」「保健・衛生」など、さまざまなものがあります。

#### ●名称

自治会の名称を記載します。

#### ●事務所の所在地

事務所の所在地を記載します。会長宅や公民館の住所としている団体が多いようです。

#### ●区域

自治会の区域を記載します。例えば「〇〇町〇〇丁目〇番地から〇番地まで」などと書く方法があります。

#### ●構成員

原則として、「区域」に住む全住民が対象となります。

#### ●会費

規約に「一世帯あたり月額〇〇〇円」などと金額を記載する方法のほか、規約には「総会で金額を決める」と記載しておき、毎年総会で決定する方法もあります。

#### ●役員

「会長」を必ず1人決めます。ほかに「副会長」「書記」「会計」「監事」などを置くのが一般的です。

#### ●会議

「総会」「役員会」などについて、開催時期や招集方法、議決の方法などを、会議の種類別に記載します。

## (2) 役員を決める【役割分担をする】

自治会を円滑に運営する上で大きな役割を担っているのが、会長をはじめとする役員です。代表的な役職と役員選出の仕組みについて紹介します。

### ● 自治会の役員

「役員」と位置付けられている役職は、自治会によって異なります。多くの地域に共通するものとしては、「会長」「副会長」「書記(事務局長)」「会計」「監事」の5つがあります。そのほか、活動分野別の担当者などを「役員」としている地域も多いようです。

#### 会長

自治会の代表者であり、責任者です。町内のまとめ役として、全体を見渡しながらか、ほかの役員や住民が十分に力を発揮できるよう努めます。



#### 副会長

会長を補佐し、会長が不在の時などはその職務を代行します。会長と十分連携して自治会を運営します。



#### 書記(事務局長)

会議の記録などの事務全般を受け持ちます。書記という役職を設けずに、他の役員で役割を分担している場合もあります。また、事務全般や連絡調整を行うため、「事務局長」を設けている場合もあります。



#### 会計

お金の出し入れや物品に関する事務を行い、必要な書類を管理します。適正・正確な処理が、住民の自治会への信頼につながります。



#### 監事

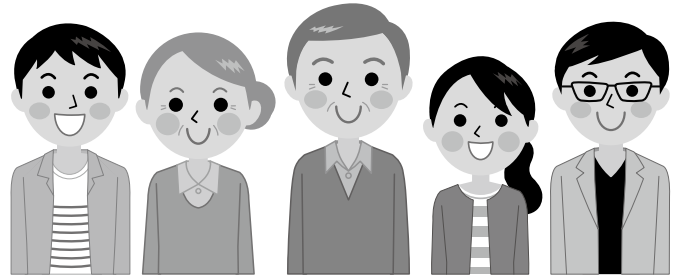
会計や資産の状況、事業の実施状況などのチェック(監査)を行います。会の目的に沿って適正に運営されているかどうかを確認するのが役割です。



#### その他の役員

防犯・防災、交通安全、環境、体育、子どもなど、各活動分野の担当者を置く場合もあります。

また、自治会はいくつかの「班」などに分かれていますので、各班などのまとめ役として班長を置く場合が多いようです。



## ● 役員の任期

会長の任期は、市内のほとんどの自治会が概ね「2年間」としているようです。再任については、規定を設けている場合もありますが、特に制限していない場合が多いようです。

また、役員の交代については、会の運営が滞らないように、一度にすべての役員が代わるのではなく半分ずつ代わったり、役員経験者が引き続き相談役や顧問を引き受けるなどの工夫をしている地域もあります。

## ● 役員の選出

役員は、立候補や選考委員会による選考などの後、総会で投票や承認が行われます。班から選出された班長の中から、互選により候補者を選び、総会で承認する方法もあります。

いずれにしても、民主的なルールに沿って、住民みんなに分かる方法で選出し、決まったら速やかに住民に知らせることが大切です。

### 役員の5つの心がけ

#### ● 責任を持つ

「人に頼まれて仕方なく役員になった」という方もいるかもしれませんが、しかし、いったん引き受けたからには、自分に委ねられた仕事を、責任を持ってやり遂げましょう。

#### ● 相手の考えを尊重する

十人いれば十通りの考え方があります。しっかり相手の意見を聞き、話し合しましょう。そうすれば、自分では考えつかない方法が見つかったり、思いがけない協力が得られたりするかもしれません。

#### ● 住民みんなのことを考える

役員は、住民みんなの代表です。活動内容を役員だけで決めたり、ただ「前例どおり」としたりするのではなく、住民が何を求めているかを考え、積極的に取り入れていきましょう。

#### ● プライバシーを守る

役員になると、住民のプライバシーを知る機会が増えてきます。相手を傷つけないため、またトラブルを避けるためにも、そうしたことを絶対に口外しないようにしましょう。

#### ● 仕事はみんなで分担する

自治会の仕事はたくさんあります。自分だけで抱え込むと本当に大変です。できれば役員以外の人も含めて、みんなで仕事を分担し、それぞれの得意分野で助け合いましょう。

## (3) 会議を開く【みんなで話し合って決める】

みんなで話し合って決めること。それが、民主的な組織づくりの第一歩です。自治会で行われている代表的な会議とその運営方法を紹介します。

### ● 総会

総会は、会員の総意で自治会の方針を決定する最高議決機関です。多くの自治会では、年1回、4月から5月に開催されます。

総会では、前年度の事業と決算、新年度の事業計画と予算、役員選出などの重要事項について報告や提案を行い、審議と議決を行います。

総会が終わったら、開催した日時と場所、審議や議決を行った事項などを議事録にまとめます。

### ● 役員会・部会

役員を中心に役員会を構成し、総会で決まった内容に従って自治会を運営します。役員会のほかに、班長会や専門部会などの会議を行っている自治会もあります。

会議が終わったら、開催した日時と場所、出席者、話し合いの経過、決定した事項などをまとめておきましょう。

#### 総会開催前の準備

##### ●開催の通知

開催日の1か月くらい前までに、開催日時や場所、議題などを、会員に文書で漏れなく通知します。会議の資料や、当日出席できない人のための委任状なども配布しておけば、当日の運営がスムーズです。

##### ●会員数・定足数の確認

総会は、規約に定める定足数に達しないと開会できません。事前に会員数と定足数を確認しておきます。

##### ●委任状の集計

委任状は、定足数と議決数に影響します。委任状を提出した人の数と、委任を受けた人を確認します。※当日、委任状を預かってくる出席者もいます。事前に提出された委任状に追加して集計しましょう。

##### ●議長候補者・役員候補者の選出

議長や役員は、総会の場で決めるのが原則ですが、その場での立候補が期待できない場合は、あらかじめ候補者を選び、本人に打診しておく方法もあります。



## 総会欠席者の議決権

### ●「委任」と「書面表決」

総会に出席できない人が議案に対する意志を表示する方法に、「委任」と「書面表決」があります。

「委任」は、他の会員を代理人として表決を委ねる方法です。事前に委任状を提出してもらい、議決の際、委任を受けた人が「賛成」なら賛成の側に、また「反対」なら反対の側に、委任した人の数を加えます。なお、委任を受けた人が総会を欠席した場合、その委任状は効力を持ちません。

「書面表決」は、書面で意思を表示する方法です。事前に議題を通知し、それぞれの議案について「賛成」「反対」に○をつけるなどして提出してもらいます。

### ●緊急動議の取り扱い

総会に出席した会員から、あらかじめ議題にあがっていない事務について提案があり、その提案が他の会員から支持された場合は、軽易な事柄であれば、出席した会員の同意を得て協議し、議決してもよいでしょう。

ただし、財産の処分や高額資産の購入などの重要事項については、その場では意見を聞くだけにとどめ、次回の総会または臨時総会で改めて議題に取り上げ、十分協議する方がよい場合もあります。

## 書面表決による開催手法について

●新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、会員が一堂に集まることなく総会等を書面開催によって表決を採る方法もあります。

### 【書面表決の進め方】

1. 「総会資料(議案)」、「書面表決書」を自治会の会員に配布(周知)する。
2. 会員から「書面表決書」を提出してもらう。
3. 役員等で書面表決を集計し、総会(書面による議決など)を行う。  
※「総会議事録」を作成する。(認可地縁団体の場合)
4. 会員に総会の結果を回覧等でお知らせする。

## (4) 事業計画を立てる【計画的に活動、事業費を執行する】

地域に必要な活動を確実に行うためには、きちんと計画を立て、適正に事業費を配分・執行することが重要です。計画づくりから監査まで、一連の流れを紹介します。

### ● 事業計画

事業計画は、自治会が「何を目的に」「どんな活動を」「いつ」「どこで」「どうやって」行うかを具体的に示すものです。自治会活動の1年間の方針であり、総会で提案・議決します。

計画的に活動を行うためだけでなく、活動の目的や内容を住民が理解・共有し、みんなで取り組んでいくためにも、事業計画は、重要な役割を果たします。

事業計画を作成する際は、役員だけでなく、できるだけたくさんの人の意見を聞き、みんなが「必要だ」と思う内容、多くの賛同・参加を得られるような内容を取り入れていくことが大事です。

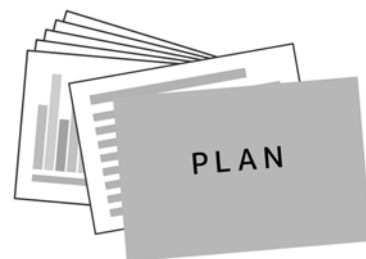
### ● 予算

予算は、自治会の収入と支出の計画です。1年間の収入と、各事業に必要な費用(事業費)を積算・編成し、総会で提案・議決します。

住民から集めた大切なお金(自治会費)の使い道を示すものですので、予算書は、みんなの納得が得られるよう、正確に分かりやすく作成しなければなりません。

#### 事業計画・予算づくりの手順

- 目標の設定・課題の整理
  - ・地域の将来像や目標を話し合う
  - ・現在の課題やこれまでの活動の反省点を話し合う
- 活動内容の検討
  - ・活動の目的・内容(何のために、どんな活動を行うか)を検討
  - ・活動の詳細(だれが、何を、いつ、どこで、どうやって行うか)を検討
  - ・活動に必要な費用(事業費)を積算する
- 他の事業との調整
  - ・校区などの中で、日程や内容について、他の地域行事や学校・公民館の行事などとの調整を行う
- 事業計画案・予算案の作成
  - ・1年間の活動内容を取りまとめ、事業計画案を作成する
  - ・全体の収入と支出を積算・調整し、予算案を作成する
- 総会での提案・議決
  - ・総会で事業計画案・予算案を提案し、説明する
  - ・質疑応答を経て、議決を求める



## ● 決算

決算は、1年間の収入と支出を明らかにするものです。年度が終わったら直ちに、金銭出納簿などの帳簿を整理・集計して、最終的な収入と支出を計算し、決算書を作成します。

決算書ができたなら、領収書などの証拠書類や預金通帳などを添えて、監事による監査を受けた後、総会に報告し、承認を得なければなりません。

## ● 監査

監査は、会の目的に沿って事業が進められているかどうかを確認するためのものです。監事が、会計や資産の状況、事業の実施状況や予算の執行状況などをチェック(監査)し、その結果を総会に報告します。

監査の中で、不適切な処理などが見つかった場合は、その改善方法について口頭または文書により、総会などで勧告することになります。

### 監査の留意点

- 帳簿や決算書の金額に記入や計算の誤りはないか
- 領収書などの証拠書類はすべてそろっているか
- 帳簿や決算書の金額と領収書などの証拠書類の金額は一致しているか
- 決算書の収入・支出の差引残高(繰越金)は通帳残高と一致しているか
- 切手やプリペイドカードなどを購入した場合、その使用状況を記載した帳簿があるか。帳簿上の残枚数(残額)と切手などの残枚数(残額)は一致しているか
- 備品を購入した場合、購入年月日、備品名、数量、単価、保管場所などを記載した台帳と現物があるか
- 公民館の建物や土地などの登記関係書類は保管されているか
- 積立金調書の金額は、通帳残高や現金などの額と一致しているか

## (5) 会計を処理する【適正にお金を扱う】

自治会のお金は、住民みんなのものです。適正に会計を処理することが、住民の信頼につながります。会計処理の基本を紹介します。

### ● 会計とは

会計は、自治会の運営や活動に伴う収入や支出を計算し、出納の管理や記録を行う作業です。帳簿の整理や領収書などの証拠書類の整理・保管、現金や預金通帳の管理などのほか、物品の出納・管理も行います。

「住民のお金や物品を預かっている」のですから、処理は適正かつ正確に行う必要があります。また、書類は誰にでも分かりやすく整えることが重要です。

### ● 会計年度

「会計年度」は、収入と支出を一定期間ごとに整理するために設けるものです。

自治会の場合、官公庁などと同じく、4月1日から翌年3月31日までとしているところが多いようです。また、事業計画も会計年度と同じ期間になります。

### ● 収入

自治会の収入のうち、最も大きなものは「自治会費(町内会費)」です。自治会費の額は、それぞれの自治会が、活動内容や世帯数などに応じて決定します(規約で定める方法と、毎年総会で決める方法などがあります)。

そのほか、主な収入としては、バザーの収益金や資源物回収に対する行政からの報奨金、公民館使用料、寄付金などがあります。

### ● 支出

自治会の支出は、大きく「総務費(運営費)」と「事業費」に分けられます。

「総務費(運営費)」は、会の運営に関する全体的な経費です。会議費、通信運搬費、事務消耗品費、備品費、人件費、公民館関連の経費などがあります。

「事業費」は、個別の活動(各事業)に関する経費です。



## ● 財産・基金など

備品を購入したり、公民館を建設したりした場合は、財産調書を作成します。

また、公民館の修繕や建て替えなど、特定の目的のために予算の一部を積み立て（基金）に回すことがあります。この場合は、積立金調書を作成します。なお、積立金は、必要になった時点で取り崩すものであり、日常的に支出することはないため、定期預金などにしておくのが一般的です。

### 会計処理の留意点

- 金銭出納簿などの帳簿を作成し、収入や支出の内容(月日、金額、内容、単価、数量・人数など)を分かりやすく記入する
  - 支払いをしたときは領収書を受け取り、収入があったときは領収書を発行する
  - 証拠書類(領収書、銀行の伝票など)は、日付順または内容別に整理し保管する
  - 現金は、速やかに預金し、できるだけ手元に置かないようにする
  - 支払いや収入の金額が大きい場合は、きちんと記録が残るよう、できるだけ銀行振り込みにする
  - 帳簿に記載した額と通帳の額、領収書などの金額に相違がないことを確認する
- ※帳簿や証拠書類は、いつでも、だれにでも見せられるよう、きちんと整理しておきましょう

自治会活動の事業計画・予算、事業報告・決算は、PDCAサイクルの仕組みで考えていくと分かりやすくなるかもしれません。役員が中心となって考えた計画をいざ実行してみると多くの方に喜ばれない場合もあります。総会での意見や、普段の会員との会話の中に評価の材料があります。評価が芳しくなかったものについては、翌年の事業計画や予算配分を見直すなどしていくことが大切です。

## (6) 情報を知らせる【情報を公開、積極的にPRする】

自治会の運営や活動を住民に理解してもらうには、何よりも、きちんと情報を知らせ、PRすることが重要です。広報の基本を紹介します。

### ● 住民の理解と関心を深めよう

住民の中には、自治会の活動の主旨をよく理解していない方や「自分には関係がない」と思う方もいるかもしれません。

自治会のことをみんなに理解してもらうには、まず、こちらから働きかけを行うことが大切です。広報誌や回覧文書などを通じて、しっかりと情報を伝え、理解と関心を深めましょう。

### ● 「広報～意見反映」でみんなの会に

情報をみんなに伝えたら、次は、そのことに関するみんなの意見を聞き、自治会の運営や活動に反映させていくことが大事です。

広報の意義は、一方的に情報を伝えることだけではありません。「住民に知らせる」「意見を聞き、運営や活動に反映させる」というサイクルを繰り返し行うことによって、みんなの自治会をつくっていきましょう。



#### どんなことを広報するの？

催しなどのお知らせをするだけでなく、何を目的にどのような活動を行っているかをしっかり広報しましょう。

また、住民の中には、自分たちが支払った自治会費の使い道に関心を持っている人も多いものです。みんなの信頼が得られるよう、どうお金を使っているか、予算や決算の内容についても積極的に情報を出していきましょう。

催しのお知らせをする時は、日時や場所だけでなく、開催の目的や楽しんでもらえそうなポイントなどもPRするよう心がけましょう。



## ● 広報の手段

広報にはさまざまな手段があります。これまでは回覧板や掲示板など、紙媒体による広報が中心でしたが、近年は生活様式の変化により、紙では情報が届きにくい世帯が増えていると言われています。より多くの住民に確実に情報を届けるためには、紙媒体に加えてインターネットや SNS の活用など複数の手段を組み合わせる活用することが有効です。

### 広報誌の発行

最も代表的な広報手段です。伝えたいことを紙に書いて配布するため、「だれでも読める」「確実に手元に届けることができる」という利点があります。

### 文書の回覧

お知らせ文書やチラシなどを回覧します。広報誌より経費が抑えられ、手間が少ないため、必要な時に行えます。

### インターネットや SNS の活用

インターネットや SNS の活用例としては、ホームページの開設、電子メールで情報を送る「メールマガジン」の発行、SNS を利用した情報発信などが挙げられます。これらは、即時に情報の更新や送信ができること、双方向のやり取りが可能であること、迅速に情報発信ができることといった利点があります。一方で、インターネットや SNS を利用できない住民もいるため、紙媒体など他の広報手段と併用して情報を届ける必要があります。

### 町内掲示板への掲示

催しの情報などを掲示すれば、多くの通行人の目に留まります。通勤途中の人や子どものほか、広報誌や回覧板にじっくり目を通していない人への情報伝達にも効果があります。

### 意見交換会などの開催

特に大切な事柄については、みんなで集まって話をする場を設けるのも大切です。互いに顔を合わせる機会にもなり、住民同士の交流も深まります。

#### 広報誌発行の留意点

広報誌を発行する際は、次のことを十分検討しましょう。

##### ● 配布方法

各戸配布や回覧など、配布方法によって発行部数が変わります。

##### ● 発行回数

定期的に発行することが大切です。

##### ● 作成の体制

原稿執筆、編集など、さまざまな作業があります。担当者を複数決め分擔しましょう。

#### デジタルツールの活用について

大分市ホームページ「自治会・町内会についてお知らせします」内の「自治会活動におけるデジタルツールの活用について」をご覧ください。



## (1) 活動の参加者を増やそう

自治会の活動に多くの参加を得るためには、住民のニーズを把握し、みんなが求める活動を行うことが大切です。その上で、活動内容を積極的にPRしましょう。

### ● 参加者が増えれば活動も充実

「どうすれば、たくさんの人が自治会の活動に参加してくれるか」。催しを行う際に、多くの役員さんが頭を悩ませています。

参加者が増えれば増えるほど、活動の幅も広がり、一つひとつの活動も充実したものになります。また、たくさんの人に参加してもらい、活動の大切さや面白さをじかに知ってもらえれば、「口コミ」でさらに参加者が集まることも期待できます。

簡単なことではありませんが、今よりもっと住みよいまちにするために、現在の活動を振り返りながら、少しでも多くの住民の参加を目指していくことが大切です。ただし、活動への不参加を理由としたパネルティ等は、さまざまな事情により参加がかなわない方もいることから、十分な配慮が必要です。

### ● 活動内容を工夫しよう

参加者を増やすためには、まず第一に、住民にとって魅力的な活動、住民が「参加したい」と思うような活動を行うことが大切です。

住民が何を求め、どんなものなら参加したいと思っているのか、幅広い世代からアンケートを取ったり、会議などの場で意見を募るなどして把握し、活動に活かしていくことが大切です。

また、催しなどを企画する際は、参加者に「来てよかった」と思ってもらえるよう、楽しめる要素を取り入れたり、「地域に貢献できた」という満足が得られるようにしたりすれば、きっと「次も参加しよう」という気持ちにつながるはずです。





## 自治会加入のメリット

自治会に加入すると、さまざまなメリットがあります。自治会に興味を持ってもらうとともに、自治会員の定着を図るために、メリットを理解・実感してもらいましょう。

### つながりが増える

地域の行事に参加することで、子どもから高齢者まで、幅広い世代と接することができます。さまざまな活動を通して地域でコミュニケーションをとる機会になり、絆を深められることから、「いざ」という時に助け合える関係を築くことができます。

### さまざまな情報がわかる

回覧板等によって、地域や行政からの行事・イベント案内などの交流を深めるきっかけになるような楽しい情報や、お知らせ・連絡事項などの暮らしに関わる重要な情報を、定期的に入手することができます。

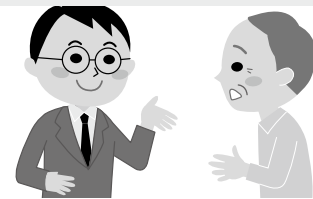


### よりよい地域環境づくりが進む

自治会では、自主防災組織を結成し、防災訓練や、防犯パトロール、声かけ運動等を行っています。核家族化・少子高齢化が進み、人と人とのつながりが希薄化していく中で、防犯・防災・福祉等の活動がある自治会の力が大きな助けになります。また、放送設備の設置、定期的な美化・清掃活動等も行われており、よりよい地域環境をつくることができます。

### 地域の課題を解決できる

地域の困り事があれば、自治会を通して行政に相談することができます。個人でするよりも自治会を通じて相談することで、地域全体の問題とすることができ、行政もより早く、スムーズに対応できます。



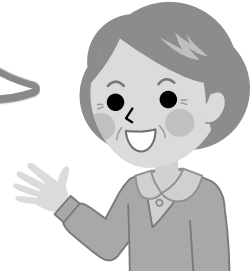
## 自治会加入の低下が及ぼす影響

文 化	地域行事の減少・廃止による地域活力や魅力の低下
環 境	ごみステーションの管理不足や環境美化活動の減少
防犯・防災	空き巣被害の増加、災害時の安否確認・情報の伝達に支障
福 祉	子ども・高齢者の見守りをする人が減少、助け合い意識の希薄化
親睦・交流	親睦活動や交流機会の減少によるつながりの希薄化

自治会の活動は、「地域で人と人とのつながりをつくる」という大切な役割を果たしています。誰もが安心して暮らせるぬくもりのある地域にするためには、みんなで協力し合うことが望まれます。

## 災害時にこそ自治会！

東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などの災害時において、多くの方が近隣の人々の協力によって救出されました。大災害になればなるほど救急車や消防車は、すぐには動けません。より迅速な救助が必要な場合には、地域住民による自主的な活動が非常に重要です。災害発生時から、24時間以内の救出が生存率を高めます。



いざという時の行動は、普段からの住民同士のつながりにより機能します。自治会が結成されていない地域では、何か問題が起こっても地域での合意形成が難しいことから解決に時間がかかったり、周りの団体や行政に対して十分な要望や提案などもできません。自治会の役割をできるだけ多くの方に理解してもらい、加入を促しましょう。

## ● 上手にPRを

「活動を知ってもらう」ことは、参加に向けた第一歩です。活動内容が決まったら、次は、しっかりとPRをしましょう。

活動をPRし、参加を呼びかける際のポイントは、次のとおりです。

### たくさんの人の目に触れるように！

回覧板や掲示板、そのほか町内で掲示できるスペースなどを利用し、広く参加を呼びかけましょう。突然言われても参加しにくいもの。呼びかけは、できるだけ早めに行うことが大切です。また、LINEなどのSNSを活用し、参加を呼びかける方法もあります。

### だれにでも分かるように！

興味や関心を持っていても、初めて参加する人は、「服装は？」「何かいる物は？」「所要時間は？」「申し込み方法は？」など、分からないことがいっぱいです。だれでも不安なく参加できるよう、案内文やチラシには、日程や集合場所、開始・終了時刻、主な内容、参加費のほか、問い合わせ先も明記しておきましょう。

### 直接声かけを！

自治会の活動に普段あまりかかわっていない人は、何かきっかけがなければ参加しづらいもの。顔見知り、あいさつを交わす仲のご近所さんへは、直接声をかけるのが効果的です。「あの人に誘われたから…」というきっかけを積極的につくっていきましょう。



## ● ほかの団体との協力

自治会に参画する人材のみでは専門的な知識や経験、人脈が不足し、効果的な事業やさまざまなニーズに合わせた事業の実施ができず、結果として地域住民の信頼を得ることができなくなることも想定されます。市内には、より住みよいまちづくりをめざして、多くの市民活動団体が活動しています。

### まちづくり協議会

まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）は、その地域の住民を代表する組織で、おおむね小学校区を活動範囲とし、自治会をはじめPTA、老人クラブ等のさまざまな団体から組織されています。地域の各種団体や個人が参画し、地域をよりよいものにしていくため、自分の地域にどのような課題があるのかを、住民の目線で検討し、地域の課題解決や地域の活性化を図るための取り組みを行う組織です。

協議会の目的は、さまざまな人が活動に参画し、話し合い、そして、自分たちのまちの将来像を描き、それに向かって民主的・自律的・計画的に活動していくことです。

### 協議会を設立することで期待されるメリット

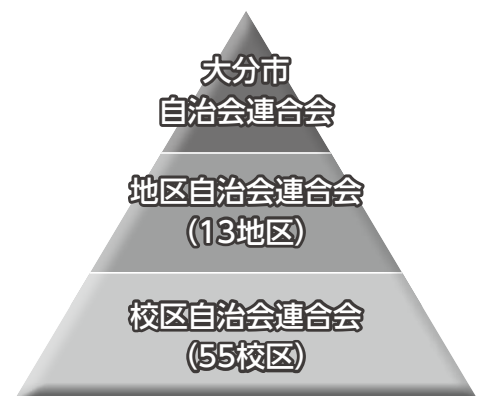
- 各種団体がネットワーク化され横のつながりが生まれる
- 各種団体が保有する情報、知識、人材、ノウハウ等が共有できる
- 各種団体が連携することにより活動内容や広報活動が強化されるなどの相乗効果が生まれる
- 個々の団体では対処困難な課題の解決に取り組める
- 各種団体に共通する事務や重複する活動を結合することで、効率的・効果的な事業実施が可能となる



### 自治会連合会

自治会連合会は、校区ごとに校区自治会連合会を設け、それらを取りまとめる13地区ごとに地区自治会連合会を、さらにそれをまとめる形で大分市自治会連合会を設置しています。

自治会連合会は、地域の特性を生かした市民主体のまちづくりが推進されるよう、それぞれの自治会が抱える情報や課題を共有し、連携を深めていくことで、それぞれの自治会の活動がより充実したものとなり、地域社会の発展に寄与することを目的としています。



### お問い合わせ

まちづくり協議会、自治会連合会については 市民部 市民協働推進課 (☎ 537-7251)

## (2) みんなで仕事を分担しよう

活発な活動を長く続けていくためには、多くの人に関わっていくことが大切です。みんなで仕事を分担して、「自分たちのまち」をつくる喜びや達成感を共有しましょう。

その一方で、高齢化が進むに伴い、自治会の仕事に携わることに負担感を覚えている方もいます。従来の自治会運営手法にとらわれずに、例えば会議の開催頻度を見直す、行事の内容を見直すなどにより、だれもが参加しやすい自治会づくりを目指していきましょう。

### ● 喜びや達成感を分かち合おう

活動を行う時、「手をわずらわせるのは悪いから」と遠慮して、会長や役員だけで頑張ってしまうがちです。しかし、負担の少ない範囲であえて協力をお願いしてみることも大切です。

みんなで分担すれば、各人の負担が減るだけでなく、やり遂げた時の喜びや達成感も分かち合えます。そうすれば、「みんなの自治会だ」という意識にもつながっていくでしょう。

また、一緒に働けば、互いによく知り合うことができ、仲良くなれるものです。

### ● 「だれでもできる」体制をつくろう

大きな催しなどでは、多くの人がかかります。そのため、運営マニュアルを作ったり、メモでノウハウの情報共有をしている地域もあるようです。

特定の人にしか分からないという状況を少しずつなくし、だれが何を担当しても困らないようにしていくことが大切です。

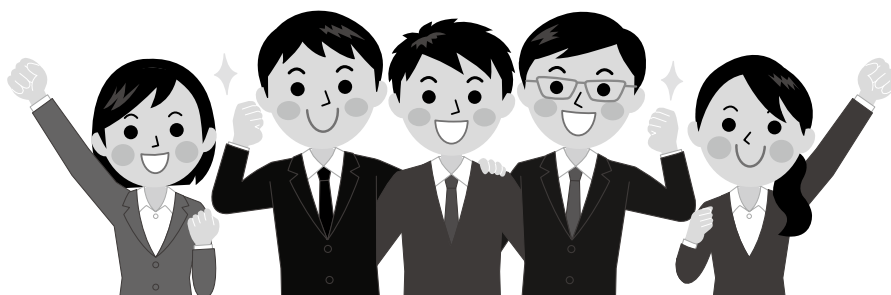
#### 情報共有のポイント

催しなどが終わった後、工夫したことや改善が必要なことを記録しておけば、次に担当する人の参考になるだけでなく、運営や活動を一層充実させるためのヒントにもなります。

次のようなことをメモにして残しておきましょう。また、会場のレイアウトなど、できるだけ写真を撮っておきましょう。

- 準備した物とその数量
- 協力者数(大人〇名、子ども〇名)
- 作業手順や所要時間
- うまくいった点や工夫した点
- 反省点や改善を要する点
- 担当者の感想や協力者の声
- 担当者名

※大きな催しなどで、複数の班に分かれて作業した場合は、「受付」「調理」など、班別にメモや備忘録を作成しておくこと、次に担当する人にそのまま渡せて活かすことができます。



## ● 後継者を探し育てよう

自治会の活動を未来につなげていくためには、後継者を探し育てることが重要です。このことは、多くの自治会に共通する課題となっています。

役員の中には、新しい人材を発掘するため、「常にあらゆる場所で情報収集している」という方もいます。特に、夏祭りなどの大きな催しは、たくさんの人が協力して動いているため、適任者をスカウトするのによい機会です。

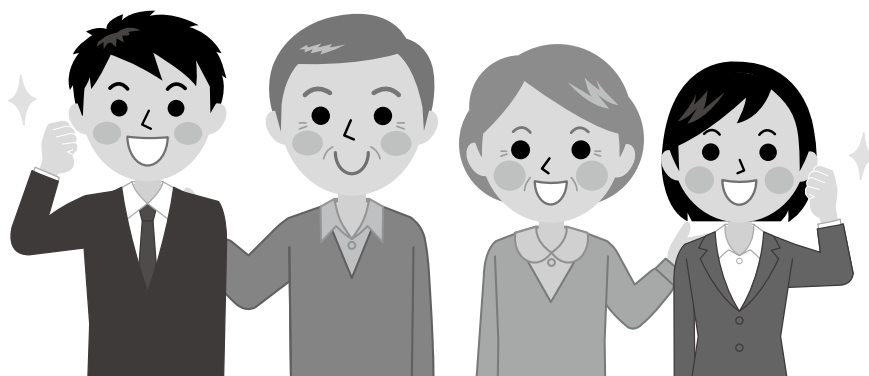
また、輪番で担当している班長の中から次の役員候補者を探している地域もあるようです。

## ● 後継者へは早めの引き継ぎを

後継者が見つかったら、早めに少しずつ引き継ぎを行いましょう。

役員や担当者が代わっても運営や活動が滞ることがないように、交代の時期が近づいたら、後任の人も一緒に会議などに出席するようにしている自治会もあるようです。

また、役職ごとにファイルを作成し、日ごろの活動や懸案事項についての記録のほか、参考になる資料などを綴っておけば、後任の人も安心です。



## (3) 加入を促進しよう

自治意識の希薄化や都市化が進む今、多くの自治会で加入促進が課題となっています。活動内容をしっかりと説明し、未加入者の理解を得ることが重要です。

### ● 多くの加入が自治に不可欠

自治会は、多くの住民の参加と合意があってはじめて、地域のことを決定したり、地域を運営したりすることが可能となります。

未加入者が増えると、住民の総意として意思決定をすることができなくなり、自治組織としての本来の機能が失われてしまいます。さらに、地域で生活する上でのルールやマナーが守られなくなったり、活動の協力者・理解者が減り、まちの安全や美観が保てなくなったりすることも考えられます。

自治会に多くの人に加入してもらうことは、会費収入の問題だけでなく、自治の下、みんなでまちをつくっていくために大変重要なことなのです。

### ● 目的・活動内容を伝えよう

自治会について、少し前までは、一般に「必ず加入するものだ」という認識がありました。しかし、最近は「納得のいく理由がなければ加入しない」という人も増えています。

そのため、加入を呼びかける時は、会の目的や活動内容を相手にていねいに説明し、理解してもらうことから始める必要があります。自治会が地域でどう役立っているかをしっかり伝えることが重要です。

例えば、防犯灯は自治会が設置していますし、地域によっては、子どもの見守りを行っているところや、災害に備えて備蓄をしているところもあるでしょう。

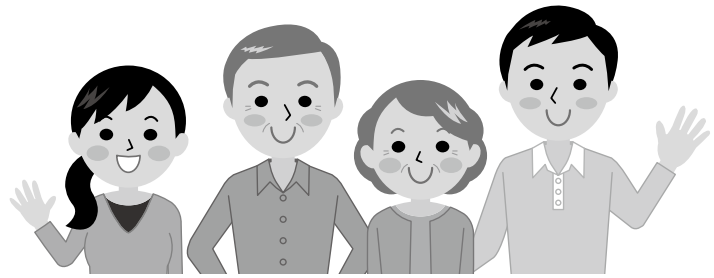
自治会がこうした活動を行っていることは、日ごろから活動に参加している人にとっては当たり前でも、そうでない人には意外に知られていないものです。こうした点を積極的にアピールするのも一つの方法です。

### ● 校区みんなで連携を

未加入者の加入促進は、多くの地域に共通する課題です。

各自治会が単独で取り組むのではなく、校区内の自治会や各種の団体が連携して取り組めば、より有効な働きかけができる場合もあります。

例えば、校区自治会連合会等で校区や地域の活動を紹介するチラシを作成し、校区を挙げて加入促進に取り組んだり、校区内のさまざまな団体が一緒になって、それぞれの会員や事業を通じて加入を呼びかけてみてはどうでしょうか。



## 自治会加入促進パンフレットについて

市は、自治会の地域での活動について紹介するパンフレットを作成し、市民課や各支所窓口で転入者に配布しています。

このパンフレットを地域で活用したい場合は、市民協働推進課（☎ 537-7251）または最寄りの各支所にご連絡ください。



## 加入の呼びかけと人権について

自治会は、多くの住民の参加と合意があってはじめて、地域の代表として機能することが可能となることから、できるだけたくさんの皆さんに加入していただくことは大変重要なことです。

一方で、自治会は、住民自らの手で設立される自治組織であり、その加入は任意となっています。また、地域の中には、高齢者や障がいのある人、外国人など、さまざまな人がさまざまな生活を送っており、種々の事情により加入がかなわない方への十分な配慮も大切です。

このため、各自治会への加入の呼びかけが強制的なものにならないよう注意を払うことが必要です。

### ※自治会への加入を強いる行為の例

- 加入を拒否しているのに、執拗に何度も加入の勧誘をすること
- 退会したいのに、退会を認めないこと
- マンションの管理組合員が、本人の意に反して自治会の役員をやらされること
- アパートのオーナーが入居の条件に自治会加入を附し、加入しないと賃貸契約を行わないことなど

## (4) 集合住宅との交流を図ろう

集合住宅入居者の地域への参加が、地域の活性化や活動充実に向けた一つの鍵となっています。積極的に活動をPRし、交流を図っていきましょう。

### ● 集合住宅は活動充実の鍵

市内では、マンションやアパートなどの集合住宅が増えてきています。集合住宅では、多くの世帯が同じ建物で生活しています。そのため、建物の中だけでコミュニティが完結してしまうなど、周辺地域との関係が希薄になりがちです。

集合住宅は、周辺地域の自治会に加入している場合や、単独で自治会をつくっている場合もあります。今後、地域の活性化や活動充実に向けて、集合住宅入居者の地域への参加をいかに進めるかが、一つの鍵になっているといえそうです。

### ● 意識して情報を発信しよう

集合住宅の入居者の中には、少子・高齢化が進む中、子育てをがんばっている世帯や、緊急時に助け合える人が欲しいと思っている高齢者も少なくありません。

しかし、集合住宅の特性上、住んでいる人の顔が周囲に見えづらかったり、周囲で行われている活動が集合住宅内に伝わりにくかったりしがちです。そのため、集合住宅に向けては、特に意識して情報を発信していくことが大切です。

### ● 互いの顔が見える関係づくりを

集合住宅の入居者に、自治会が行っている安全・安心、また快適に暮らせるまちづくりのための活動を実感してもらえよう、積極的にPRを行っていきましょう。

多くの集合住宅では、入口やエレベーターの中など、住民が毎日通る場所に掲示板が設置されています。分譲住宅の場合は管理組合、賃貸住宅の場合は所有者や管理を委託されている管理会社などに協力を依頼し、掲示板にチラシや加入案内などを貼らせてもらうのも効果的です。

また、子育て世代がたくさん入居している集合住宅に対しては、子ども向けの催しや親子で楽しめる行事を開催し、それをきっかけに互いの顔が見える関係をつくっていく方法もあります。





## (5) 個人情報を適切に取り扱おう

自治会の活動を行っているとき、個人情報に触れる場面が出てきます。個人情報の正しい取り扱いを知っておくことが大切です。

### ● 活動に不可欠な「個人情報」

自治会が組織として成り立ち、活動していくためには、加入世帯の名簿や役員の連絡先、催しの参加者情報など、ある程度の個人情報を持つことが不可欠です。

「個人情報」とは、個人が識別できる情報のことです。例えば、名前や住所、電話番号、生年月日、年齢、勤務先などのほか、写真なども、写っている人の顔が判別できるものは、「個人情報」にあたります。

### ● 住民の信頼に応える取り扱いを

個人情報は、悪意ある人の手に渡ると、悪用され、住民の利益が侵害されかねません。

また、本人がだれにでも教えているわけではない情報が、自治会を通じて周囲に漏れてしまったりすると、取り返しがつきません。これは、家庭の事情などのプライバシーについても同様です。

みんなの大切な個人情報を預かっていることを肝に銘じ、信頼に応える取り扱いを心がけることが大切です。

#### 個人情報を取り扱う時の注意点

##### ● 利用目的をはっきりさせよう

個人情報を集めるときは、利用目的をはっきりさせましょう。集める情報は必要最小限とし、ほかの目的に使わないようにしましょう。

##### ● 本人の同意を得よう

個人情報の利用目的について、あらかじめ本人の同意を得ましょう。趣旨を十分に説明し、同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要です。また、写真なども、撮影時に「広報誌に載せる」などの説明を行い、了承を得ておけば安心です。

##### ● 必要な人だけが持とう

だれでも、自分の情報が多数の人の目に触れるのは嫌なものです。また、情報を持つ人が多くなれば、管理も難しくなります。名簿をはじめ個人情報が書かれたものは、必要な人だけが持つようにしましょう。

##### ● 人に渡さないようにしましょう

本人の同意なしに個人情報をほかの人に渡さないようにしましょう。電話番号なども、人に教える前に、教えてよいかどうか本人に確認することが必要です。

## (6) 法人格(認可地縁団体)を取得するには

「自治会の名義で不動産を登記したい」。そんな時、一定の要件のもとに市長の認可を受け、「地縁による団体」として法人格を取得することができます。

### ● 法律上の権利能力を得よう

自治会は、住民が集まってつくる任意の団体です。そのため、法律上の権利能力が無く、例えば、公民館などの不動産を持っていても、団体名義で登記することができません。

しかし、市長の認可を受けて法人格を取得すれば、法律上も、自治会が不動産や不動産に関する権利などを保有できるようになります。

なお、地方自治法の一部改正により、令和3年5月から認可を受けようとする自治会が不動産等を保有していない、または保有する予定がない場合であっても、認可を受けることが可能となりました。

#### 「不動産や不動産に関する権利など」とは

次の4つの権利や資産をいいます。

- 土地及び建物に関する権利
- 立木の所有権、抵当権
- 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産



### ● 資産をめぐるトラブルを防止

不動産など、自治会の資産については、会長や複数の役員名義での登記がなされている団体も多くあります。しかし、名義を貸した人が亡くなったり、役員交代で名義を変更する必要がでてきた時などに、トラブルになるケースもあるようです。

法人格を取得すれば、権利関係をすっきりさせた上で活動できるようになり、このようなトラブルも防止できます。

#### 申請にあたって提出する書類

- 認可申請書
- 自治会の規約
- 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録）の写し
- 会員名簿（会員全員の名前および住所）
- 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を現に行っていることを記載した書類（自治会の事業報告書、事業計画書、決算書、予算書）
- 申請者が代表者であることを証する書類（代表者の承諾書）
- 規約で定める区域を示した地図



認可要件を満たすためには、総会での合意や、さまざまな書類の整備が必要となるため、相当の準備期間が必要となります。

申請手続きなどの相談については、市民協働推進課（☎ 537-7251）までご連絡ください。



## ● 認可地縁団体の義務

認可地縁団体になると、法律上の権利能力を得る代わりに地方自治法の定めによって、今まで以上に民主的な自治会運営が求められるとともに、以下のような義務が生じることとなります。

### 総会開催の義務（地方自治法第 260 条の 13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開かなければなりません。

### 告示事項の変更の届出（地方自治法第 260 条の 2 第 11 項）

市は、認可地縁団体の「名称」、「規約に定める目的」、「区域」、「主たる事務所」、「代表者の氏名及び住所」、「裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）」、「代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）」、「規約に解散の事由を定めたときは、その事由」、「認可年月日」について告示しています。

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になりますので、変更後は速やかに届け出てください。

### 規約の変更の届出（地方自治法第 260 条の 3 第 2 項）

規約を変更する場合には市長の認可が必要です。

変更内容に不備があるときは、総会後であっても認められない場合がありますので、事前に必ず市民協働推進課に相談してください。

### 財産目録の作成と備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 1 項）

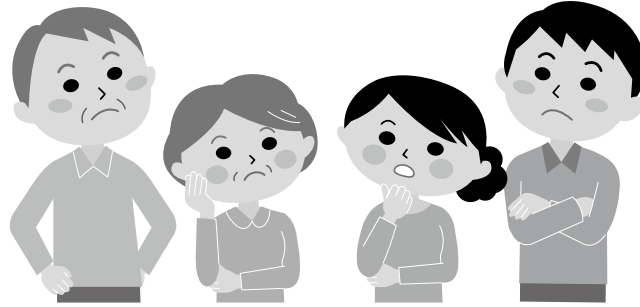
財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置かなければなりません。ただし、市への報告、提出は必要ありません。

### 構成員名簿の備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 2 項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。ただし、市への報告、提出は必要ありません。

自治会の加入を案内していると、相手から質問されることが予想されます。その質問に対して、自治会の状況に合った回答を準備しておくことが大切になります。回答の内容で相手の心象も変わります。適切な回答が自治会加入に結び付くことがあります。

以下に、いくつかの質問例に対する予想回答例をお示ししますので、参考にしてください。



## Q1 自治会に加入してもメリットがないのでは？

**A1** コミュニケーションが広がり、行事などの活動を通じ、ご近所の方と親睦を図ることができます。このことが、いざという時に役に立つものです。

ご存じない方も多いと思いますが、実は日ごろ何気なく利用している防犯灯やごみステーションなどの維持管理、防犯パトロール(子どもの見守り)は自治会が行っています。日常生活上の環境整備に係る要望などを自治会がまとめて市に伝え、安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。一個人の要望では実現困難でも、自治会という住民の総意があれば実現可能な範囲が広がります。

## Q2 自治会に入らないといけないのか？

**A2** 自治会への加入は強制ではありませんが、自治会が管理する防犯灯やごみステーションの維持管理、防犯パトロール(子どもの見守り)などは、自治会がおこなっています。個人では解決しにくい問題が発生する場合があります。このような場合に地域の調整役として自治会がお役に立てると思っておりますし、より住みやすい地域にするためには、皆さんの支え合い・助け合いが必要となりますので、ぜひ趣旨をご理解いただき、ご加入ください。

## Q3 忙しくて自治会活動に参加できない。

**A3** 自治会活動は強制ではないので、仕事が休みの時などお時間があるときにご参加を検討してください。あまり強制的なものと考えると、負担になると思いますので、協力できるときに参加いただুকたちで結構です。



## Q4 学生・単身等で長く住む予定がないので、加入したくない。

A4

自治会で設置して維持管理している道路の街灯(防犯灯)やごみステーションの設置や維持管理など、地域の安全確保や環境整備など、皆さんがお気づきになっていないところで皆さんのお役に立っています。

短期間ですが、何かのご縁でこの地域に住まれることになったのですから、自治会の存在意義を是非ご理解いただきご加入をお願いいたします。

Q5

## 税金を払っているから、市役所が地域のことをすべきではないのか？

A5

社会状況の変化により住民のニーズが多様化してきたことや、家庭や地域で新たな課題が多くなってきたことで、行政だけの対応は難しくなってきました。そこで自治会と市役所が役割分担しながら、地域の实情に合った解決方法を模索し、住民が主体となって取り組むことが求められています。

東日本大震災でも、被災直後、行政が対応できない間の救援活動等で自治組織が大きな役割を果たしたと言われてしています。

Q6

## 自治会の加入は義務ではないのに、自治会の加入案内をするのは違法ではないのか。

A6

自治会は任意団体ですので、加入が強制されることはありません。しかし、皆さんが気づいていないところで、自治会は地域の防犯安全や環境美化に役立っています。例えば、道路脇で夜道を照らしている防犯灯が自治会によって設置、維持管理されているのをご存知でしょうか？ ごみステーションの維持管理も自治会が行っています。そして、これらの費用は、皆さんから支払っていただいている自治会費から支払われています。

自治会の活動にご理解をいただき、ご加入いただけるようお願いいたします。

Q7

## 自治会という組織は、閉鎖的で活動に参加しにくい。

A7

自治会は、特定の住民が活動に参加するように思われがちです。しかし、当自治会では、より多くの会員の皆さんがご参加いただけるように、総会の場等で会員の意見を幅広く取り入れ、その結果を次年度の事業計画に反映させています。全ての会員にご納得いただけるような自治会運営は難しいかもしれませんが、気軽に多くの会員が参加できる活動もありますので、ご理解をいただきたいと思います。

自治活動をはじめると、いろいろな疑問や質問が湧いてきます。

そうした自治会活動や市民活動を行ううえでの日常的な悩みや課題などの相談窓口を掲載しています。お気軽に相談ください。

## 地域コミュニティの活性化に関する窓口

### 自治会全般に関すること

市民協働推進課 …… ☎ 537-7251	鶴崎支所 …… ☎ 527-2111
大南支所 …… ☎ 597-1000	植田支所 …… ☎ 541-1234
大在支所 …… ☎ 592-0511	坂ノ市支所 …… ☎ 592-1700
佐賀関支所 …… ☎ 575-1111	野津原支所 …… ☎ 588-1111
明野支所 …… ☎ 558-1255	

### 生涯学習全般に関すること(各種公民館事業)

社会教育課 …… ☎ 537-5722	市民協働推進課 …… ☎ 537-5612
大分中央公民館 …… ☎ 538-0100	大分西部公民館 …… ☎ 543-4938
大分南部公民館 …… ☎ 568-0055	南大分公民館 …… ☎ 544-6688
大分東部公民館 …… ☎ 556-8818	明治明野公民館 …… ☎ 553-3838
鶴崎公民館 …… ☎ 527-2671	大南公民館 …… ☎ 597-0259
植田公民館 …… ☎ 541-0017	大在公民館 …… ☎ 592-0304
坂ノ市公民館 …… ☎ 592-0735	佐賀関公民館 …… ☎ 575-2557
野津原公民館 …… ☎ 588-0043	

### NPO法人に関すること

#### 生活安全・男女共同参画課

市民活動・消費生活センター(ライフパル) …… ☎ 573-3770
おおいたボランティア・NPOセンター …… ☎ 555-9770

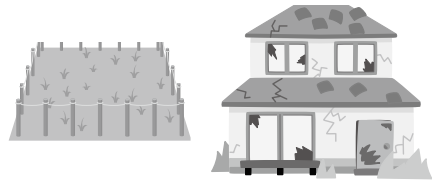
### ボランティア団体に関すること

大分市ボランティア・市民活動センター …… ☎ 547-7419
大分県ボランティア・市民活動センター …… ☎ 558-3373

### 空き地・空き家に雑草が生い茂っているなど管理が不十分な場合

現地調査のうえ、所有者を指導します。

- 宅地等 …………… 環境保全課 ☎ 537-5762  
 農地 …………… 農業委員会 ☎ 537-5654  
 空き家 …………… 住宅課 ☎ 585-6012



### 町内の蚊・ユスリカなどの駆除の依頼

道路側溝や水路等の公共の場所であれば現地を調査し、必要に応じて駆除を行います。

- 環境保全課 …………… ☎ 537-5762



### 路上に放置された犬、猫などの死体の処理

- 大分市(野津原・佐賀関地区を除く) … (有)大分共同企画 ☎ 592-0371  
 野津原地区 …………… (株)環境整備産業 ☎ 569-0854  
 佐賀関地区 …………… (有)瀬戸商店 ☎ 521-6191  
 収集に危険が伴う場所(河川等) …………… 清掃業務課 ☎ 568-5763

### 不法投棄に関すること

不法投棄を発見した場合は、直ちに警察署や市まで通報してください。

- 廃棄物対策課不法投棄110番 …………… ☎ 537-7953

### 消費生活に関すること

悪質商法などにおける事業者とのトラブルや契約等に関すること

- 市民活動・消費生活センター(ライフパル) 消費生活相談直通 …………… ☎ 534-6145

### NPO・ボランティアなどの市民活動に関すること

NPOやボランティアなどの市民活動に関する情報を提供します。

市民活動・消費生活センター(ライフパル) ..... ☎ 573-3770

### 広告物に関すること

屋外広告物とは、屋外の看板やはり紙などで常時又は一定の期間継続して公衆に対して表示されるもので、営利、非営利なものかどうかは問いません。

具体的には、はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告板、広告塔、突出広告、懸垂幕、横断幕、電柱広告物、イルミネーション、ネオンサイン、アーチ、電光ニュース(LED)等のことをいいます。

まちなみ企画課 ..... ☎ 537-5968

### 放置自転車や粗大ごみの相談

市道上の放置自転車都 ..... 都市交通対策課 ☎ 537-5690

市道上の粗大ごみ ..... 道路維持課 ☎ 537-5674

市管理の公園内の  
放置自転車や粗大ごみ ..... 公園緑地課(西部) ☎ 585-6024  
公園緑地課(東部) ☎ 585-6025

市管理河川への放置自転車や粗大ごみ ..... 河川・みなと振興課 ☎ 537-5632

下水道施設の放置自転車や粗大ごみ ..... 下水道施設管理課 ☎ 537-5642

国道10号及び国道210号の  
放置自転車や粗大ごみ ..... 国土交通省大分維持出張所 ☎ 543-2030  
《道路緊急ダイヤル #9910》

県道及び上記以外  
国道の放置自転車や粗大ごみ ..... 大分土木事務所 ☎ 558-2141



## 自治会が管理するごみステーションや自治会の一斉清掃に関すること

### ごみステーションの新設等の届け出や費用の補助に関すること

ごみステーションの新設・移動・廃止を行う場合は、必ず事前に相談してください。  
ごみステーションを設置する場合は補助制度が利用できます。

また、飛散防止のため定型の被せネット等の現物支給や購入費の補助も行っていますので、相談してください。(補助金交付には条件がありますので、事前の申請が必要です。)

### 自治会の一斉清掃の収集依頼やごみステーションの管理に伴うボランティアごみ袋に関すること

自治会で清掃活動を行う場合は、清掃活動用のボランティアごみ袋をお渡しします。

ごみステーションの清掃を行う場合もボランティア袋をお渡ししますので、事前に相談してください。

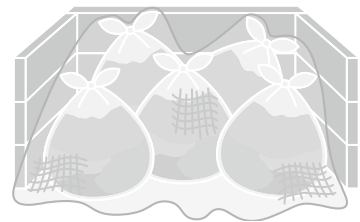
### 自治会未加入者のごみステーション利用について

「自治会を退会すると、ごみステーションを利用できなくなると聞いたが、どのようにしたら良いか」との問い合わせが増えていきます。

自治会のごみステーションは、自治会で維持・管理を行っていますが、ごみステーション利用について相当な利用条件として清掃当番や費用負担などの提案をすることもなく、ごみステーション利用を認めないことは、不法行為にあたる可能性があります。

ごみステーションの維持・管理に伴う費用負担や、順番による清掃当番等を地域住民で協力し、よりよい生活環境にしていくことが必要です。

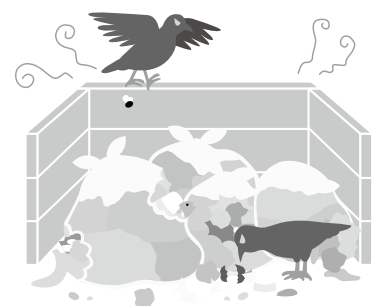
清掃業務課 .....	☎ 568 - 5763
東部清掃事業所 .....	☎ 523 - 0322
西部清掃事業所 .....	☎ 541 - 5473



## ルール違反の多いごみステーションに関すること

ルール違反の多いごみステーションについては、校区担当の職員がごみ出しルールの啓発等を行いますので相談してください。

清掃業務課 .....	☎ 568 - 5763
東部清掃事業所 .....	☎ 523 - 0322
西部清掃事業所 .....	☎ 541 - 5473



### 野外焼却に関すること

一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却は法律で禁止されています。

環境政策課 ..... ☎ 537-5687  
 廃棄物対策課 ..... ☎ 537-7953

### 道路等の安全に関すること

道路の穴ぼこなどの危険箇所、ガードレールなどの安全施設、街路樹、街路灯に関すること。

市道 ..... 道路維持課 ☎ 537-5674

国道10号及び国道210号 ..... 国土交通省大分維持出張所 ☎ 543-2030  
 《道路緊急ダイヤル #9910》

県道及び上記以外国道 ..... 大分土木事務所 ☎ 558-2141

カーブミラー・ガードレール・信号機・横断歩道・一旦停止線など  
 交通安全施設に関すること ..... 生活安全・男女共同参画課 ☎ 578-7541

### 女性の悩みごとに関すること

夫婦のこと、親子・家族のこと、友人・対人関係、仕事のことなど女性が抱えるさまざまな悩みごとについて相談を受けます。

●月・金・土曜日 電話相談 9時～16時 面談 9時～16時

●火・木曜日 電話相談 13時～20時 面談 13時～20時



生活安全・男女共同参画課 男女共同参画センター（たぴねす）

相談直通 ..... ☎ 574-5578

面談予約 ..... ☎ 574-5577



## 男性の悩みごとに関すること

夫婦のこと、親子・家族のこと、友人・対人関係、仕事のことなど男性が抱えるさまざまな悩みごとについて相談を受けます。

- 第1・第3火曜日 面談 17時～20時
- 第2・第4火曜日 電話相談 17時～20時

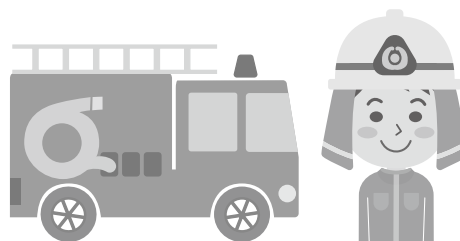
生活安全・男女共同参画課 男女共同参画センター（たびねす）

相談直通 ..... ☎ 574 - 5630  
面談予約 ..... ☎ 574 - 5577

## 消防団に関すること

消防団組織や施設に関すること。

消防局総務課 ..... ☎ 532 - 2188  
中央消防署 ..... ☎ 532 - 2108  
東消防署 ..... ☎ 527 - 2721  
南消防署 ..... ☎ 586 - 1230



## 日赤募金及び赤い羽根共同募金に関すること

日赤募金 ..... 福祉保健課 ☎ 537 - 5996  
赤い羽根共同募金 ..... 大分市社会福祉協議会 ☎ 547 - 8154



## 大分市市民協働推進課

2026年(令和8年)3月

〒870-8504  
大分市荷揚町2番31号  
TEL 097-537-7251

